

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 （略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務。

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結すること。

業有限責任組合契約を締結すること。

十三〇三十九 （略）

3 9 （略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 （略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務。

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三〇三十九 （略）

3 9 （略）

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する

内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

(削る)

十一〇十三 (略)

(削る)

十四 (略)

十一〇十四 (略)

(削る)

十五 銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるもの）を含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する

内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面

改 正 案

現 行

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 （略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務。

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結すること。

有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三〇三十九 （略）

3 〇 9 （略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 （略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務。

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結すること。

有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三〇三十九 （略）

3 〇 9 （略）

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十 (略)

(削る)

十一～十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十 (略)

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び長期信用銀行代理業に関する組織図を記載した書面

十二～十四 (略)

十五 長期信用銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるもの）を含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 (略)

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案

現 行

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 （略）

2～4 （略）

第六十四条 （略）

2～4 （略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲

げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ること

ことを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とす

る民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業

（金庫の子会社の範囲等）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十一 （略）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲

げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ること

ことを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六

十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三（三十九）（略）

6（13）（略）

（許可申請書のその他の添付書類）

第一百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

（削る）

十一（十三）（略）
（削る）

十四（略）

第一百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

（削る）

十一（十四）（略）

十五 信用金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるもの）を含むの事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六（略）

十三（三十九）（略）

6（13）（略）

（許可申請書のその他の添付書類）

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

	改 正 案	現 行
(信用協同組合等の子会社の範囲等)		
第四条 (略)		
2 (4) (略)		
5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。		
一 (11) (略)		
十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務		
イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。		
ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。		
ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。		
二 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。		
ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。		
ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事		

る民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項

に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三（三十九）（略）

6（13）

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

（削る）

十一（十三）（略）

（削る）

十四（略）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第一百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する

業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三（三十九）（略）

6（13）

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するた

めの管理の体制及び信用協同組合代理業に関する組織図を記載した書面

十二（十四）（略）

十五 信用協同組合代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを持む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

十六（略）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第一百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人の氏名又は名称）

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百六十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人の氏名又は名称）

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百六十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

- 二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
- 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
- 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五 信用格付の前提、意義及び限界

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十三 （略）

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二五五～四十七 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十三 （略）

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二五五～四十七 （略）

3
} 10

(略)

3
} 10

(略)